府令

○内閣府令第三十八号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十四号）及び金融商品取引法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第二百三十三号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十七年五月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正）

第一条　金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四款　弊害防止措置等（第百四十七条―第百五十五条）」を「第四款　電子募集取扱業務（第百四十六条の二）
第五款　弊害防止措置等（第百四十七条―第百五十五条）
第六款　雑則（第百五十六条）」に改める。

第一条第三項中第十二号の三を第十二号の七とし、第十二号の二を第十二号の六とし、第十二号の次に次の四号を加える。

十二の二　第一種少額電子募集取扱業者　法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者をいう。

十二の三　第一種少額電子募集取扱業務　法第二十九条の四の二第十項に規定する第一種少額電子募集取扱業務をいう。

十二の四　第二種少額電子募集取扱業者　法第二十九条の四の三第二項に規定する第二種少額電子募集取扱業者をいう。

十二の五　第二種少額電子募集取扱業務　法第二十九条の四の三第四項に規定する第二種少額電子募集取扱業務をいう。

第六条の次に次の一条を加える。

（情報通信の技術を利用する募集の取扱い等の方法）

第六条の二　法第二十九条の二第一項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて相手方の閲覧に供する方法

二　前号に掲げる方法による場合において、金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機と相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて又はこれに類する方法により通信文その他の情報を送信する方法（音声の送受信による通話を伴う場合を除く。）

第七条中「第二十九条の二第一項第八号」を「第二十九条の二第一項第九号」に改め、同条第三号ロ中「場合」の下に「（第一種少額電子募集取扱業務のみを行う場合であって、投資者保護基金にその会員として加入しないときを除く。）」を加え、同条第九号中「第十六条第一項第十四号」の下に「及び第十四号の二」を加える。

第八条第六号中「第一種金融商品取引業を行う場合には、次に掲げる事項」の下に「（第一種少額電子募集取扱業務のみを行う場合には、ロからニまでに掲げる事項を除く。）」を加え、同号ヘ中「第七十条の三第一項各号」を「第七十条の四第一項各号」に改め、同条に次の一号を加える。

十　電子募集取扱業務（法第二十九条の二第一項第六号に規定する電子募集取扱業務をいい、法第三条各号に掲げる有価証券又は金融商品取引所に上場されていない有価証券（令第十五条の四の二各号に掲げるものを除く。）について行うものに限る。以下同じ。）を行う場合には、次に掲げる事項

イ　取り扱う有価証券の種類

ロ　第一種金融商品取引業のうち第一種少額電子募集取扱業務のみを行う場合には、その旨（その業務に関して顧客から金銭の預託を受ける場合にあっては、その旨を含む。）

ハ　第二種金融商品取引業のうち第二種少額電子募集取扱業務のみを行う場合には、その旨

ニ　第七十条の二第三項に規定する電子申込型電子募集取扱業務を行う場合には、その旨

第九条第二号ニ及び第三号ニ中「トまで」を「リまで」に改める。

第十条第一項第三号中「第一種金融商品取引業を行う場合には、次に掲げる書類」の下に「（第一種少額電子募集取扱業務のみを行う場合には、ロ及びハに掲げる書類を除く。）」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業又は投資運用業を行う場合であって、金融商品取引業協会（登録申請者が行う業務を行う者を主要な協会員又は会員とするものに限る。）に加入しないときは、当該業務に関する社内規則

第十三条中「第二十九条の四第一項第一号ニ」を「第二十九条の四第一項第一号ホ」に改める。

第十六条の四を第十六条の七とし、第十六条の三を第十六条の六とする。

第十六条の二中「第十五条の十の四」を「第十五条の十の六」に改め、同条を第十六条の五とする。

第十六条の次に次の三条を加える。

（第一種少額電子募集取扱業者による商号等の公表）

第十六条の二　第一種少額電子募集取扱業者は、法第二十九条の四の二第八項の規定による公表をするときは、同項に規定する事項を、当該事項を閲覧しようとする者の使用に係る電子計算機の映像面において、当該者にとって見やすい箇所に明瞭かつ正確に表示されるようにしなければならない。

2　法第二十九条の四の二第八項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　第一種少額電子募集取扱業者である旨

二　加入している金融商品取引業協会の名称（第一種金融商品取引業（有価証券関連業に該当するものに限る。）を行う者を主要な協会員又は会員とするものに加入していない場合にあっては、その旨）

三　投資者保護基金にその会員として加入しているか否かの別（会員として加入していない場合にあっては、顧客が当該第一種少額電子募集取扱業者に対して有する債権が法第七十九条の五十六第一項に規定する補償対象債権に該当しない旨を含む。）

3　法第二十九条の四の二第八項に規定する内閣府令で定めるものは、第一種少額電子募集取扱業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて公衆の閲覧に供する方法とする。

（発行価額の総額及び有価証券を取得する者が払い込む額の算定の方法）

第十六条の三　令第十五条の十の三第一号に規定する内閣府令で定める方法は、募集又は私募に係る有価証券の発行価額の総額（当該有価証券が新株予約権証券である場合には、当該新株予約権証券の発行価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額。以下この項において同じ。）に、当該有価証券の募集又は私募を開始する日前一年以内に同一の発行者により行われた募集又は私募及び当該有価証券の募集又は私募と申込期間（第七十条の二第二項第四号に規定する申込期間をいう。）の重複する同一の発行者により行われる募集又は私募に係る当該有価証券と同一の種類（法第二条第一項第九号に掲げる有価証券であるか同条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第五号又は第六号に掲げる権利であるかの別をいう。次項において同じ。）の有価証券の発行価額の総額を合算する方法とする。